

## 吹田市総合計画審議会・第2部会（基本計画・第4回）

開催日時 平成17年6月6日（月）午後2時00分～午後4時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

議事内容 1 吹田市第3次総合計画基本計画(部門別計画)[案]の検討

(1) 基本計画(部門別計画)[案]の修正文の検討

2 総合計画の進行管理に係る指標(案)の検討

出席者(委員) 宗田好史 衛藤照夫 中本美智子 木村裕 筏隆臣

蒲田雄輔 前田武男 矢野隆司 河井明子 河野武夫

阪口善次郎 永田昌範 西岡昌佐子 (欠席2名)

(事務局) 清野助役 山中企画部長 岸次長 池田総括参事 宝田参事

稲田主査 岡松係員

(傍聴人) 2名

### 議事要旨

1 吹田市第3次総合計画基本計画(部門別計画)[案]の検討

(1) 基本計画(部門別計画)[案]の修正文の検討

(事務局)

(配付資料 資料-13、の説明)

(部会長)

今日は修正案が示されているが、今までの部会での意見を受けて、修正されているかを確認の上、意見をお願いしたいと思う。A委員どうか。

(A委員)

だいたい入っている。

(B委員)

「第2章」の「第1節」の「動向と課題」の4に「施設への交通の利便性等も考慮し」とあるが、それが具体的に「計画」のところには「運営の工夫を図るとともに」と違う形で入ってきている。利便性の問題を「動向と課題」に入れるのであれば、「計画」のところにも盛り込まれてもよいのではないかと。逆に「計画」の2の「(1)コミュニティ施設の整備と運営」では「運営の工夫を図るとともに」となっているが、工夫ということがピンとこない。

(部会長)

「計画」の2の「(1)コミュニティ施設の整備と運営」の「また、施設の効果的な利用に向けて」という部分が「利便性等も考慮し」ということである。この間もこの席で話題になったよう

に、運営の工夫を図る上で、一体どのような種類のコミュニティ施設があるのかをタイプ別にみていくと、大変複雑な仕組みになっていることがわかった。それをどのようにそれぞれにあった形で運営していくのかについては、まだ検討されていないという段階であり、運営の工夫を図るぐらいのことしかわからなかった。その後に議論がなかったのでこのようになっている。

( B 委員 )

「運営の工夫を図るとともに」について、私の意見は休日の柔軟性などについて申し上げたと思う。利便性の問題とは違う。利便性の問題は「計画」の2の「( 1 ) コミュニティ施設の整備と運営」の「広域施設が必要とされる地域」を受けて広域施設は必要であるが、利便性が伴わなければいけないなどの形を述べて頂ければ我々や市民にもわかりやすいのではないかと思う。

( 事務局 )

実際に山田にコミュニティセンターがあり、丘陵部というか坂道が多く、離れたところからは高齢者等は非常に行きにくいという地元からの話も一方ではあるので、「計画」の中には直接ここには書かなかったが、「第6章」の「第2節」の「計画」の4の「( 2 ) 総合交通体系の確立」という表題に置き換えた下から3行目で「また、交通の不便な地域においては、環境や交通弱者に配慮した移動手段について検討します。」と今後の課題としてあるので、これが受けた形になればよいのではないかということで、直接この「第2章」では修正はかけなかった。

( B 委員 )

そのような全部読まなければわからないのでは難しいのではないかと思う。やはり、せっかく「動向と課題」に入れたのであれば、その「計画」にも入れた方がよい。広域施設が必要であるが、それを利用するためには交通の利便性も必要であるとした方がよいのではないか。

( 部会長 )

「動向と課題」の4の「今後は、施設への交通の利便性等」の中に、今のユニバーサルデザインの配慮などがあるが、確かに高齢化が進んでいる中で交通利便性だけではない。「交通の利便性、アクセシビリティなども考慮し」としてはどうか。アクセシビリティという言葉がひとつあると、高齢化を意識していることがわかるのでアクセシビリティを入れることにする。「計画」の2の「施設の効果的な利用に向けて運営の工夫を図るとともに」の他に「休日など柔軟に」どうするのか。

( B 委員 )

そこまで細かいところは実施計画の問題だと思う。

( 部会長 )

それでは「計画」の2の「( 1 ) コミュニティ施設の整備と運営」の3行目までの間に「交通の利便性に配慮して施設整備を進めます」という表現をしたいということか。

( B 委員 )

そうである。

( 部会長 )

「計画」の2の(1)の最初のところを「地域別の施設の配置状況を勘案し、広範な市民が集える広域施設が必要とされる地域では、交通の利便性、アクセシビリティを考慮しつつ施設整備を進めます。」とする。他にあるか。

( C 委員 )

「第6章」の「第2節」の「計画」の4の「(2)総合交通体系の確立」には、新たな施策が何も入っていない感じがする。

( 部会長 )

どのようにすればよいか。

( B 委員 )

「計画」の4の「(2)総合交通体系の確立」であるが、表題が変わっただけで中身は何も変わっていない。

( 部会長 )

その中身をどのように変えるのがよいのか。それを決めるのが我々である。

( B 委員 )

例えば交通需要マネジメントの実施とあるが、今は交通需要マネジメントだけではなく、この前意見した交通マネジメントの手法や吹田の交通バリアフリー懇談会の委員長をしている新田先生などは、需要マネジメントという言葉を使わずにいろいろ講義をしたり、本を出したりしている。だからこのような交通政策は日進月歩であり、どんどんいろいろな形で検討されてきている。

( 部会長 )

何か常に新しいことを積極的に取り入れるという表現が必要だということか。

( B 委員 )

そうである。交通需要マネジメントだけではない。交通需要マネジメントは需要をベースに考えている訳である。

( 部会長 )

今日はぜひとも最終的なことを決めたいので、どうしようか。意見の内容がわからないわけではないが、どのような表現がよいのかである。

( B 委員 )

大きく分けると自動車需要、自動車交通の抑制と自動車以外の交通機関の利便性を向上させる。そのような2つの点が一番問われているところだと思う。そのようなことを書くべきである。

( 部会長 )

それは書いている。「公共交通を利用促進するとともに、自動車交通量を抑制し」とは書いている。この二つのアプローチは間違っていない。「交通の不便な地域においては、環境や交通弱者に配慮した交通手段について検討します」これもよい。だから今B委員が問題にしているのは、交通需要マネジメント施策の実施というところに、一つしか交通マネジメントが入っていないことに問題があり、他にもメニューはあるだろうということである。確かに他にもある。交通系システムの利便性を向上することは国のメニューになっているぐらいのことであるので、当たり前といえば当たりのことである。だから意見を生かすとするならば、「交通需要マネジメント施策など新たな交通施策の実施や」とするのか、「...など、新たな交通施策の実施や交通結節点の利便性向上を行うことにより」がよいのか。などを一つ入れるだけでも、他にもっと新しいことがあるだろうという意見が整理できるかと思う。

( D委員 )

「など」を入れるとよいのではないか。

( 部会長 )

このレベルにおいて、これ以上ここで検討するのはできないと思う。では他の点の指摘をお願いする。

( B委員 )

「第6章」の「第2章」の「計画」の4の(2)の最後の2行の「環境や交通弱者に」の「環境」はあまりにも漠然としていると思う。「環境」とはどのようなことをイメージして書いているのか。

( 部会長 )

これはもちろん地球温暖化の話、大気汚染の沿道公害の話もあり、これ以外にも更に要素があるようだが、振動を含めての道路、自動車交通の影響など多々あるので、全部が書けないので環境という言葉で総括していると思う。

( B委員 )

「交通の不便な地域においては」を受けている「環境」は、先ほどの説明を聞くと利便性などそのような問題と思う。要するにアクセシビリティと、さっきから出ているユニバーサルデザインの問題である。

( 部会長 )

この「環境」は、そのことを言っているのではないと思う。だから交通弱者に配慮した移動手段は必要であるが、その前に環境に配慮したものが必要になってくる。交通の不便な地域においても自動車交通優先というわけにはいかないと書いている。「環境に充分配慮して交通の不便な地域でも過度に自動車交通に依存しないような」という点と「交通弱者に配慮した」という両方において移動手段を考えるべきである。

(事務局)

移動手段を今検討しようとしていることは、やはり交通の不便な地域に限られてくる。

(B委員)

それはわかる。交通弱者に配慮した移動手段については、ユニバーサルデザインやバリアフリーを考えた、配慮した移動手段ということはわかる。

(事務局)

交通の不便な地域にはどうしても車で来られることが起こるので、それに変わる新たな環境汚染につながらないような手段の準備をしなければいけないという意味である。

(E委員)

交通の不便な地域において、誰が環境や交通弱者に配慮した移動手段を検討したり、配慮したりするのか。

(部会長)

主役は市民であり市である。

(F委員)

真ん中の言葉が生きてこない。交通量のことを言っているが、交通の不便な地域の交通量についても環境やいろいろなことを考えているということだと思う。その流れを組むとわからないことでもないと思う。

(A委員)

わざわざ「交通の不便な地域においては」と断り書きを入れると、交通の便利なところでは配慮しないのかとなる。交通が不便でも便利でも環境や交通弱者に配慮するのは当たり前のことである。要するに「交通の不便な地域」というより「全市において」の方がよいのではないか。

(部会長)

そもそも、また以下はいらないのではないか。

(B委員)

簡単に言うとそうである。また以下は、事務局の説明ではその問題は他で触れられている。

(事務局)

交通不便地域と言われているところは、先ほど言ったように山田のコミュニティセンターに行くにも行けない、ということが度々言われているという背景がある。江坂からJR吹田への移動をどうするのかについても基本構想のときに議論になった。非常に不便な地域と言われているところがある。そこについては何らかのコミュニティバスなどの検討が必要ではないかという議論がある。それを検討する方向で動いている。そのことを書いている。それは他のところでは触れ

ていないのでここにどうしても書きたい。

( 部会長 )

では環境や交通弱者ということを書かずに、「また交通の不便な地域においては地域住民の意見を聞きつつ、今後も検討する」くらいの表現でよいと思う。環境と書くので問題になる。他に何かあるか。

( B 委員 )

「第5章」の「第1節」の「計画」の2の「(1)生活型公害防止の啓発」の部分であるが、「生活型公害防止の啓発」での最大の問題は何か、ぼやけていると思う。水環境と言っても、具体的には私の理解では、「水資源の確保」と「水質汚染ないしは水質汚濁の防止」だと思う。具体的に「水環境」となると、市民にとってはわからないのではないか。

( 部会長 )

どのような主旨で「また、水環境をよくするために、...啓発事業を推進します」と書いているのか。

( B 委員 )

リンの問題が起こったときに、いろいろな検討をした団体が現在も引き続き活動している。それを残したいという説明があった。

( 事務局 )

事業者と市民と行政が全市的に組織を動かしていることは非常に少ない事例である。それを大切にしていきたいという思いがある。水を資源としてどのように確保するかについては、都市基盤整備の上水道の内容になる。ここは水資源をどのように皆で運動として綺麗にしていくかという表現にしたかった。

( 部会長 )

B委員どのようにすればよいのか。

( B 委員 )

もう少し具体的にお願いしたい。例えば「水資源の確保と水質汚濁の防止のため、環境保全が必要であり、市民や事業者とともに講演会などの啓発事業を更に推進します」など、せっかくの今までの活動を生かすように具体的に書くか、あるいは協議会があるのであれば、「協議会の活動を更に推進します」とすればどうか。他にも団体名が出てきているわけであるので、それを入れた方が、市が何をしているのかを市民も我々も勉強できると思う。水環境だけでは何かわからない。

( 部会長 )

これは具体的に内容を書くということをお願いする。他に何かあるか。

( B 委員 )

「第2章」の「第3節」の「動向と課題」の1は、市民からは控えめであるが説教されているような感じがする。「地方自治の本旨である市民自治を前進させ、自立のまちづくりを進めるためには、市民の市政への参画を促し、市民がより主体的に参画できる仕組みをつくることが重要です。」だけで充分言い表されていると思う。「市政への市民参画と協働が基本です」や「市民との協働によるまちづくりに向けて」という表現は、あちこちで言われていることである。

( 部会長 )

わかりやすさという点からすると、そのまま残しておいてもよいような気がする。

( 事務局 )

全体を通して「協働して進める」という表現は出てくるが、「自治の基本として今後参画と協働が非常に大切である」というこの押さえ方をしている文章はここだけになる。やはり「第2章」の「第3節」では入れたい。

( 部会長 )

私も同感である。

( B 委員 )

冒頭に「市政への市民参画と協働が基本です」を持ってきた方がよいと思う。ひがみかもしれないが気になる。

( 部会長 )

何をひがんでいるのかよくわからない。

( B 委員 )

市民がしなければ何もできない。あなた方が全てしなさいという意味にとれる。

( 部会長 )

事業者は別に放っておいても事業は進むし、市役所も放っておいても法律に基づいて粛々と進んでいくが、なかなか市民は掛け声をかけないと前に進まないことが確かにある。

( G 委員 )

事務局からの説明のときに、「動向と課題」の2で「参画と協働のあり方について、市民と共に議論を深め、実践していく」としてはどうかということであった。それを入れるためにというわけではないが、実践していくということをここに盛込まなければいけないので、やはりあった方がよいと思う。

( 部会長 )

B委員残すということではいいか。

( B 委員 )

皆さんがそのままよいのであれば結構である。

( 部会長 )

そのままとする。他に何かあるか。

( G 委員 )

「第6章」の「第2節」の「計画」の7の(3)の「雨水浸透施設」であるが、雨水浸透施設を(3)に入れて頂き、(5)が削られているがそれでよいと思う。「第6章」の「第3節」の「計画」の1の「(4)分譲マンションへの支援」であるが、最初は建替えだけだったが「適正な維持管理」という言葉も入れて頂き、これでよいと思う。

( 部会長 )

これはこれ以上修正する必要はないということである。他何かあるか。

( B 委員 )

「第2章」の「第2節」の「動向と課題」の3が修正され、「市民、事業者をまきこんで」となっているが。

( 部会長 )

それは「市民、事業者とともに」と直った。

( B 委員 )

「第5章」の「第1節」の「計画」の1の(2)の「ディーゼル排ガス」であるが、これは間違いではないが、この間言ったようにディーゼルだけが悪者ではないと思う。「排ガス」だけで充分ではないかと思う。

( 部会長 )

「ディーゼル」を取ることにする。

( B 委員 )

「天然ガス自動車等の低公害車」となっているので、その他「電気自動車」も入るということであると思うが、「低公害車」だけで充分ではないかと思う。

( 部会長 )

これは天然ガス専用のステーションをつくるという取組があるのでここにあがっているだけである。入れたい担当者の気持ちもわかるが、別にあってもなくてもステーションはできると思うので落とすことにする。他に何かあるか。



( B 委員 )

「第2章」の「第2節」の「計画」の「5 個人情報保護の推進」を「どのように直すのか」と言われるとそこまで考えていないが、ここに書かれていることは「基本方向」の3に書かれていることと内容的には同じことではないか。表現が変わっただけである。「基本方向」と「計画」であれば、もう少し突っ込んだ将来性のあるものにしてはどうか。

( 部会長 )

個人情報の保護はまだ始まったばかりなのでこれ以上具体的に書くことは難しい。

( B 委員 )

例えば「個人情報保護の推進」には、具体的に各団体では仕方が違うと思う。その辺をどのような形で進めていくのか。例えばコミュニティセンター協議会などは対象団体ではない。対象団体ではないからそのまま置いておけばよいのかと言えば、それは行わなければいけない。私の所属するNPOでも対象団体ではないが、それなりに基本方針を出し、動向を定めて我々の会議に送ってきている。個人情報保護を法律で決められた中で、どのように皆が行うかというところを「計画」の中に入れてはどうか。

( 部会長 )

具体的にはまだ何も決まっていない。だから「動向と課題」の最後に「市民、事業者とともに個人情報の保護を推進しなければなりません」となっている。「計画」の「5 個人情報保護の推進」があがり、このような文章になっている。気持ちはわかるが、これ以上具体的に書くことはできない。

( B 委員 )

その法の対象である団体もあれば、直接対象ではない団体もある。対象ではないので何もしなくてよいという訳ではないと思う。

( 部会長 )

市役所がその種の団体に行政指導をする法的権限はない。

( B 委員 )

それはないが、逆に「市民や事業者に個人情報の適切な取扱いを広めていきます」ということは当然あることである。

( 部会長 )

国が決めた法律の精神を周知徹底することは地方公共団体としての責務であると認めるが、個人情報保護法に行政指導することまでの権限は与えられていない。だからこのような表現にならざるを得ないのではないか。そのような法律とは全く別なところで、吹田市民の強い力で市役所が市民とともに平和運動を展開するように「個人情報保護運動」を行うなど、自主性を発揮することは常にできる。しかし、個人情報を正しく保護することは重要であるが、人がそれぞれで

のようになるかというところまでできないのではないか。

( B 委員 )

個人、事業者ということで書くよりは、市民自治と言われているだけに「指導」や「周知徹底」の方が重要である。

( 部会長 )

「計画」の5の最後の「個人情報の適切な取扱いを広めていきます」でよいのではないか。

( B 委員 )

私は「広めていきます」ではわかりにくいと思い、意見している。

( 部会長 )

「どこまでするのか」を項目として書くところまでできていないのではないか。

( B 委員 )

自主的に考えていかなければいけない問題である。先ほどのNPOでも「このように行うので、皆さん承知して下さい」というマニュアル的なものを定めて動いているところも実際にある。

( 部会長 )

だからといって行政としては、他人に押しつけてよいという次元ではない。自分が正しいことをしているのはよいが、他人に正しいことをしなさいと言うことは言い過ぎであり、押し付けである。お互いの自主性を尊重し合わないといけない。

( B 委員 )

逆にいえば「個人情報保護条例」が一人歩きする可能性もなきにしもあらずだと思う。個人情報保護の適正な取扱いであるが、保護法などではさわれない、ぎりぎりいっぱい取扱いも充分認識した上での確にしないことには、間違った方向に使われることになる。

( 部会長 )

だから「適切な取扱いを広めていきます。」である。それ以上でもそれ以下でもない。

( B 委員 )

個人情報ではなく法律そのものである。個人情報の適切な取扱いは保護法の中にある。「計画」のところに、その辺のところを盛り込んで頂けないのか。

( H 委員 )

我々建築士会の団体でも個人情報保護法が施行されたとなると、過度にこれに反応して一切情報を出してはいけないなどの反応をする人が増えている。例えば「我々建築士というものは自分の情報を逆に市民に出さなければいけない立場にあるが、個人情報保護を盾に、大合唱が行われ

ることは間違いであり、適切な取扱いをしよう」と言ったくらいである。むしろ始まったばかりで、厳しくすると弊害が生まれる恐れがあるので、私はこの程度の書き方でよいのではないかと思う。

( B 委員 )

決して厳しくというわけではない。「個人情報」そのものではなく、その母体である法というものの精神を適切に判断して理解した上でなければ具合が悪く、間違った方向に行く恐れが懸念されると私なりに思っている。

( H 委員 )

ただ実際に個々の具体的な事例が出揃っていない部分であるので、あまり憶測で議論することは無理がある気がする。先ほどの意見のように広くしておいた方がいろいろ後の運用や使い勝手がよいのではないかと思う。

( 部会長 )

そもそも「第 2 章」の「第 2 節 情報の共有化を進めるまちづくり」の中にある「計画」の話であり、情報技術の活用、ネットワーク基盤整備、情報化の安全対策、情報公開・情報提供の推進ときたので最後に忘れずに個人情報保護の推進を付け加えたというものである。

( B 委員 )

「個人情報保護法を配慮した精神が必要です」と一言で言えば、そのようなことである。

( 部会長 )

だからそのように書いている。皆さんこのままで良いようなので、これ以上会議が長引くわけにはいかないの、これはこれでお願いします。

( A 委員 )

市民自治や自治会という言葉がたくさん出てくる。私の住んでいる地域で言うと非常に自治会の脱退が多い。理由が高齢であるために自治会活動に参画できない、近隣とのコミュニケーションはもういらぬなどがある。自治会自体が減少傾向にあるのかどうかはわからないが、自治会を市政とのパイプ役として位置付けることは、今のまま自治会を放置していると自治会自体の組織が緩んでくると思っているので難しいと思う。その中で市当局として自治会に入るように運動をするなど、基本方針をもし簡単に答えられるならお願いしたい。

( 部会長 )

全国的に問題になっていることである。しかしすぐに解決方法があるわけではない。吹田市としての方針としては、地域によって進め方が違うことではあると思うが。

( 事務局 )

「第 2 章」の「第 3 節」の「動向と課題」の先ほどの説明の補足をする。行政と地域と一緒に

協働していく上で、どのような姿がよいのかがまだ明確になっていない。だから「動向と課題」の2で「議論を深め、実践をしていく」ことを書きながら、「計画」の1の(2)では、「まちづくりシステムの構築を進めます」という形で書いている。地域で行政と市民が協働するために協議をする場が必要であり、その中心になるのは、やはり地域で今までいろいろな活動の担い手である自治会がそこにすわっている。だから自治会抜きで地域において協議の場をつくることは難しい。しかし、自治会だけではいろいろな意見を持っている地域の方達の意見を広げるものにもならないだろうということで検討を進めつつある状況である。

( 部会長 )

難しい問題であり、市役所でも同じように悩んでいるという答えである。

( A 委員 )

自治会に皆入り、行政とのいろいろなやり取りの受け皿になることは望ましいと思うが、果たしてこのまま放置することにより程度は地域差もあるが、自治会自体が脆弱になり、内部崩壊という形になり結局機能していかなくなるのではないかと思う。市民自治や自治会という言葉が出てくると自体は賛成である。例えば企業の労働組合は、ユニオンショップ制のように自分の信条とは別に、強制的に組合に入らなければいけないところもある。そうしろとは言わないが、自治会改革についてももう少し考えた方が、市政の推進の上でもよいのではないかと思う。

( 部会長 )

その通りである。自治会に入りましょう運動などは、それこそ大政翼賛会であり、国民総動員法はないのでそのようなことはできない。個人的な仕組みの中でこのような住民自治をどのように維持していくか。現実には起きている問題に対してどのような対策があるのかは、A委員の指摘の通りである。ここに書いてある「市民自治が育む自立のまちづくり」の推進だけではカバーできない問題が現実にあることを指摘されているので真摯に受け止めなければいけない。この種の計画を立てる時は、「計画」は「計画」として皆さん納得してつくるが、この計画では達成できない現実が残るわけである。実行してもできないどうしようもない問題が起こる。その点を計画の限界として指摘されている。

( B 委員 )

自治会連合協議会では、自治会活性化チームというものをつくり、いろいろ検討している。具体的な内容は知らないが少なくとも何か行っている。我々の自治会で行っているものとしては、この木曜日に「マンションライフとコミュニティ」という講座を持つが深刻な問題である。行政の方にこの際お願いしたいことは、縦割り組織が一つの弊害になっている。一つは、管理組合と自治会と地方地縁団体の3つの区別がほとんどないことである。我々の中でも、自治会よりも管理組合の方が偉いと思っている人がいる。自治会の必要性についての認識が薄れてきている。しかし私は、管理組合はたまたま区分所有法で義務付けられているが、「まちづくり」となると管理組合よりも自治会の方が重要であると思う。私たちの中では、そちらに比重を持たしており、知恵も絞っている。行政では安心安全室で防災を行っている。あるいは協働ふれあい室がある。文化のまちづくり室がある。その辺の関係されるところがリンクされるとよい。例えば「まちづく

り」の中でも、「防災」という形において、大阪大学の渥美先生などは「防災、防災としても身に付かない。日頃のまちを知るところから防災改革は自然に入ってくる」と主張され実践されている。だから行政の担当を横につなげることにより、自治会を育てていく道筋がうまれてくると思う。ぜひとも何かの形で推進して頂きたい。そうすれば自治会の現場で行っている者としても、やり易く仲間にも呼びかけやすいと思う。

(事務局)

その点については、「基本計画推進のために」の「2 地域の特性を生かしたまちづくり」という部分がまだ〔保留〕という状態である。部門別計画を議論した後に地域別計画の検討に入る。その地域別計画をどのような形で推進していくかについては、地域別計画を議論した後に再度議論頂いて検討していきたいと思う。

(部会長)

ではこれ以上進めないこととして、他に何か意見があるか。

(H委員)

「第6章」の「第2節」の「計画」の4の(1)において、「ネットワーク」という言葉が突然出てくるが、どのような意味か。ネットワーク化の前に、例えば「自転車利用についての」という言葉を入れなければわかりにくいのではないかと思う。

(部会長)

おそらく「歩道や自転車歩行者道のネットワーク化」ということではないか。

(事務局)

「自転車道のネットワーク化」というつもりで書いている。

(部会長)

では「自転車道」を入れることにする。他になければ、次の議題に移る。

## 2 総合計画の進行管理に係る指標(案)の検討

(事務局)

(配付資料 資料 - 15 、 の説明)

(部会長)

今大阪府のものが示されているが、自治体の総合計画でも、この種の指標の設定は一般的になってきている。ただの文章に終らせないためにも、まず指標を決め、年度を決め、その達成のための具体的な進捗状況の点検をする上でも重要である。具体的にこの指標でよいかどうか、あるいは指標の設定の仕方に問題がないかについて、何か意見はあるか。

( B 委員 )

指標 8 の「市民委員を公募している審議会等の割合」について、平成 25 年の目標は「ほぼ 100%」となっているが、審議会に一人でも入っていれば 100% と思うが、その辺のところについて、ただ入っていればよいという問題ではないと思う。何割までが市民でなければいけないという数字まではわからないが、もう少し指標に工夫があればよいと思う。

( 部会長 )

ちなみに私は京都市の市民参加推進フォーラムの座長である。市民参画推進計画の進行をしているが、京都市では現時点で 50% を超えた。審議会の改選があるたびに市民公募委員は全体の 1 割から 2 割を募集するようにしている。この吹田市の計画でも 100% の前の「ほぼ」を取るべきだと思うが、問題は公募でも集まらない時である。例えば都市計画審議会で公募を 2 名募集した場合、応募は 3 名だった。市民参加推進フォーラムの公募委員を 4 名募集するが 3 名しか応募がなかったなど、お願いにいくような筋のものでもないのに、あくまでも公募は公募である。どのようにすると公募してくれる人が増えるかについて真剣に考えている。インターネットで公開したり、朝日新聞など大きな新聞社数社に掲載してもらったりもするが、なかなか皆さん時間のある方ばかりではないということである。もう一つ設定するならば、市民委員を公募した場合競争率 2 倍以上という目標値を置いておかなければいけないという辛さはある。4、5 年くらい前から京都市で始めているが、最初の 2、3 年は結構集まる。3 年目になると公募にも飽きられる。吹田市は市民参加が熱心なところであるので、そのようにならないことを祈る。「ほぼ」は取ることにする。「ほぼ」を付ける理由があるとするならば、今のような理由で公募委員が集まらなかった場合である。他に何かあるか。

( B 委員 )

指標 37 の「ごみの資源化率」であるが、10 年経過して 3% しか増えていない。少し寂しい気がする。

( 事務局 )

「廃棄物減量実施計画」というものがあり、その中で設定されていることである。

( 部会長 )

これはいつ立てた計画か。

( 事務局 )

実施計画については、平成 16 年 4 月である。基本計画がその前にあり、平成 13 年 3 月に策定している。

( 部会長 )

この種の既存計画に設定された数値を目標値として設定するものに関しては、計画が変われば当然変わるわけか。

(事務局)

はい。

(部会長)

これは当然数値が高い方がよいに決まっているが、このような事情があることなのでこのままとする。他に何かあるか。

(A委員)

「平成 15 年度現況」とあるのは、これが最新データということか。

(事務局)

そうである。

(A委員)

指標 30 に「コミュニティ通訳ボランティア登録者数」とある。知り合いが 2 名登録しているが「 - 」となっているのはなぜか。

(事務局)

今年から事業として始まったものである。

(B委員)

指標 17 の「基本健康診査の年間受診者数(30 歳以上)」について、人数で表示されているが、むしろ 30 歳以上の人口に対して何%なのか。これに限らないことであるが、人口動向が当然あるので、それに対する比率で表示する方が妥当な指標ではないかと思う。

(事務局)

基礎になる人口の捉え方であるが、社会保険に加入している人の中には、事業所で検診を受けることもあり、その人達を対象に入れるのかどうかは議論するところである。最初は比率でどうかという議論をしていたが、一応担当との話では人数を指標としておきたいということで、庁内の議論ではそのような結論となった。

(B委員)

それを省くということを前提条件にすると、同じことではないか。

(事務局)

これを省くことが難しい。何人という人数を掴むことができない。

(B委員)

指標 38 の「自主防災組織の組織数〔組織率〕」については、先ほどのごみと比べると 100%である。今 3 組織しかないが、この 10 年間で増やせるのか。3 組織とあるが、必ずしも連合会単位で

はないと思う。

(事務局)

担当の方からは、自治会の連合単位で3組織であると聞いている。マンションなどを単位に数えるともっとたくさんあると聞いている。連合自治会としての数については、一応3組織から全地域へという計画である。

(I委員)

「第2章」の「第3節 市民参画によるまちづくり」の指標は、先ほどの審議会の公募についてだけが載っているが、部門別計画でみると、「計画」の中でパブリックコメント制度での意見の反映や、広聴活動の充実と書いている。指標が一つしかないことは、部門別計画の「計画」を反映してこの指標をつくっていくこととは関連していないのか。

(事務局)

パブリックコメントについて指標としてあげることは検討の中ではあった。ただ、パブリックコメント制度については条例化をしようという方向がある。つまり当たり前になるので、あえて目標としてあげなくてもよいのではないかという結論となり、検討の中で落とした。

(部会長)

「市民自治が育む自立のまちづくり」では、市役所がパブリックコメントをどれだけ行えばよいという問題ではない。行うのが当たり前なのである。ただパブリックコメントに市民がどれだけ参加してくれるかという指標が必要である。それが市民に根付いているかはどうかはあるが、やはり市役所がどれだけわかりやすく、パブリックコメントを市民に伝えるかということにかかっている。その部分は、我々も手を替え品を替えて行っているが、なかなかパブリックコメントの数が増えないので苦労している。だからパブリックコメント制度はとてもよいが、形だけ欧米化に挑戦しても何にもならない。かなり高度な工夫が必要である。市政モニター制度についても、どのような市政モニター制度がよいのか。総合計画の審議会も公募委員に参加頂き、熱心に協議していることを、開催回数、参加人数なども含めどのように評価するかなどもある。指摘頂いたということは大事なところであるので、ここはもう少し検討してみてもよいかもしれない。

(事務局)

例えば京都市では、パブリックコメントは実施件数となっており、全ての事案について、パブリックコメントをとるとなっていた。15年後のパブリックコメントの数については、とても想像できない。他市でもこの部分については、審議会への市民の参画状況というくらいしかあがないない。非常に難しい問題である。

(部会長)

まさに京都市では指標を今点検中であり、このデータでは駄目であるとフォーラムで言ったところである。だから、まさに未知の領域に入り込もうとしているので、他市の指標の事例、先例がないのである。



( I 委員 )

15年後の目標はつukれないとしても、項目としては、調べてからとするものもたくさんあるので、入れてもよいのではないか。これだけであるのは、ちょっと寂しい気がする。

( 部会長 )

調べてから入れるのは、よいかもしれない。アンケートからとなるとそうである。例えば、アンケート結果で、パブリックコメントに応募したことがある、市政モニターになったことがある人の割合が何%あるというような設定もできる。

( D 委員 )

先日、自治基本条例についての説明会があったが、その内容をみると、市民、市民で、直接民主主義みたいなことが書いていた。私は、議会制民主主義との関連はどうかと聞いた。するところだけ審議会に出てもらい、その中でいろいろ市民の意見を聞いて、それを議会で取り上げ議論するような形にすると言った。市民、市民といっても、一人でも市民であるので、一人の市民の意見でも聞くのかとなると、議会制民主主義であるのでおかしい。だから、その点についてどのようにするのかという質問を出している。市民の声とあるが、何票の市民であれば、市民の声になるのか。

( 部会長 )

吹田市の場合はどうなのか知らないが、大体、この種の改革の推進を図ると、市議会の方から根強い抵抗が出たりする。でも、大きな誤解があるようで、古いタイプの市議会の方は、地域は自分が押さえているからという発想があり、そのようなことを嫌う。今の市議会の若い先生方は、ダブルでこようが、トリプルでこようが、何の問題もないという意志の方が多い。そもそも、民主主義の原形として、ギリシアでは、直接民主制をとった。それがローマに入った時に、2院制になり、民会と元老院というものができた。元老院のメンバーも民会に年に一回出て行き、元老院の中でも立派な演説をするが、民会の前でも立派な演説をし、皆の支持を得られる方がいるというわけである。つまり、365日、自分は市民から信託を受け、選挙で選ばれた者であり、特定の者の利益のために動いてない、公益というものに奉仕する政治家であるということを常に民会の前で証明することを求められているわけである。そうでなければ、あなたは自分の党派のためにしているのかということになり、支持を得られず、追放されるべき立場になってしまう。

( D 委員 )

議員は4年に一度、信任の機会がある。誰が、市民の代表かどうかを判定するのかという疑問がある。

( 部会長 )

それは、非常に深刻な問題である。

( D 委員 )

審議会の中に議員が入っているのでよいが、議員が入っていないと、やはり、市民の代表が審

議したものだからとなっても困る場合もあり得る。公募に出る人も、市民が本当に信任しているのか、市民代表として信任しているのかのチェックを誰が、どこでやるのかという、質問を出した。

( 部会長 )

それは重要な問題で、我々もいかに公益のために尽くしているかを証明しなければいけない。「市民参画によるまちづくり」は指標の可能性を検討することにしたいと思う。他に何かあるか。

( H 委員 )

「第 6 章」の「第 3 節 良好な住宅・住環境づくり」は 51 から 53 まで指標が 3 つあがっている。51 の「福祉型借上公営住宅の戸数」、52 の「建築協定締結箇所数〔面積〕」、53 の「地区計画策定箇所数」とあるが、疑問であり、どうしたらよいのか悩むところである。「計画」の 1 の「( 1 ) 総合的な住宅政策の推進」あるいは「( 3 ) 市営住宅における住環境の向上」については、このような感じでよいのではないかと思うが、「( 2 ) 健康で安心して住める住宅整備」は、例えば、医院の数についてのこと、あるいは、具体的に住んでいる方の満足度調査のようなものがあったもよいのではないかと思う。単純に外枠からみた指標になっている気がする。

( 部会長 )

具体的には、51、52、53 以外に何か入れた方がよいということか。

( H 委員 )

そうである。医療施設が近くにあるか、あるいは、直接市民に問いかけるようなものがあり、そのアンケート結果を使用するなどがあるとよい。

( B 委員 )

アンケートに頼る部分があると思うが、アンケートの方法は別として、満足度のようなものを挙げることにより、我々住民と行政が一体となり推進するようなものになってくると思う。

( 部会長 )

「満足度」ということからでは、54 が市民意識調査からきている。景観に関しては、吹田市以外でも「自然環境に恵まれている」などの指標を使えそうである。

( B 委員 )

吹田の場合には、たまたまマンションに住んでいる人が多いので、もちろんマンションだけが全てではないが、市民塾などでも「マンション住まいの満足度」をテーマに、二年間活動した方もいる。いろいろなファクターがあると思う。

( 事務局 )

まちづくりに関することでは、指標 35 の「まちの緑の多さに愛着や誇りを感じる市民の割合」とある。既に意識調査をした時にこのような聞き方をしていたので、具体的な数字が入っている

が、まちなみについてはこのような聞き方をしている。先ほどの指標 54 の「まちなみが美しいと感じる市民の割合」では、全体的にそのように感じるというあたりで聞いている。先ほど H 委員の意見での「健康に対する市民の満足度」や「医院が近くにあるか」については、その分野での満足度につながるかと思う。

( I 委員 )

指標 5 の「ボランティア団体数(市民協働ふれあい室に届出された団体数)」と指標 6 の「市内 NPO 法人数」は団体数、法人数となっている。これが増えたことにより、どのような満足が得られたか、あるものかないものがある。数だけで終わっている部分と、もう一歩進めた、数により市民がどのように感じているのかという部分の両方必要ではないか。この目標値でよいのか、この施策でよいのかについて途中で見直す場合、両方ないと比較しにくく、数が達成しているからそれで目標が達成されているとはみられないと思う。

( 部会長 )

「第 2 章」には、指標 7 以外にはアンケートによる指標設定がない。先ほど話題にしたところは、「第 2 章」の「第 3 節」にアンケート系のものを入れてはどうかという意見だった。「第 2 章」の「第 1 節」にも、市民満足度の指標を付け加えるのはどうかという意見であり、両方あった方がよいと思う。他に何かあるか。

( B 委員 )

指標 44 の「特色のある植栽を行った公園の数」で、0 箇所が 20 箇所となっているが、具体的に、どのような公園をつくるという基準はあるのか。

( 事務局 )

平成 15 年度は 0 箇所、平成 16 年度は 2 箇所行っている。

( B 委員 )

それは、市が推進しているのか。

( 事務局 )

事業として行っている。

( B 委員 )

既に行っているものとして、みどりの協定や先日話題になったアドプトロードの中にある花壇の整備などがある。みどりの協定などは、予算がないので年 4 回を 3 回にするなどしている。募集はしていることはしているが、どちらかといえば、募集をすると予算的に苦しいことを耳にしている。新しいことも結構であるが、実際に行っているものを更に推進し、並行して行ってほしい。

(事務局)

アドプトロードの関係では、指標 56 の「市道の里親道路の箇所数」において、一応数を表示し、目標数を設定して行う考えを示している。指標 44 の「特色のある植栽を行った公園の数」は、花木を植え、特徴をつけて公園の整備をすることを一つの指標に挙げたということである。指標 45 の「公園を身近なものと感じる市民の割合」については、市民の意識、満足度を聞くために挙げている。一つ一つの事業については、それぞれ目標を持ち、事業ごとにそれぞれの事業評価をしているが、今回は、総合計画の指標としてまとめたということであるので、特徴的な事業に絞ったものと、さらに満足度と合わせて聞きたいものと、聞いていないものももちろんあるが、一応そのようなことになる。

(B 委員)

指標 58 の「市民農園の区画数」についてであるが、増やして頂くのはありがたいことである。しかし、市はおそらく仲介しているだけだと思う。市民農園が提供されると仲介はするが、あとは当事者同士で話して下さいとなる。行政が挙げる資料としては、少し疑問が残ると個人的には思っている。もう少し言えば、使用していない田畑を市が借りるなどの形でもう少し関与して頂けるとよい。それなりの事情があるとは思いますが、逆にこの指標を挙げることにより、何か行政の満足度だけで、市民としての満足度は、数字が出ても決して上がらないと思う。

(事務局)

「第 7 章」の「第 1 節」の「計画」の 5 の「(1) 自然に親しめる機会の充実」の中で「市民農園など市民が土に親しみ、自然にふれあえる機会の充実に努めます」となっている。これを受け、行政がどのような支援をしていくのかについては、施策として検討される問題である。このように書いているので、指標として挙げたということになる。

(I 委員)

指標 58 では、「市民農園の区画を増やしていく」ことは、市内の少ない緑地を保存するという目的と、市民にそのような農園において農業に親しんで頂くという目的の二つが常に挙げられる。これが指標であるということであれば、一つ目として緑地としてどれくらい広がっているのかについては、区画が増えると単純に増えたということになると思う。もう一つの目的である、農業に親しむ、緑に親しんでいる人がどれくらい増えたかは、単純に区画数を増やすということだけでよいのか。その次の何のためにそれを増やすのかということまで指標にしなくてよいのかという疑問がとてもある。

(部会長)

市民農園の区画が増えたことは、緑地が増えたことには全くなならない。もともとある農地を、市民が使えるようになるだけである。市役所が買ってまで、市民農園を提供するようなものではない。土地が高すぎるので、その高い土地をある特定の個人に占有させることは法律上できない。宅地を潰して農園をつくることは、更に緑地が増えるということであるが、そのようなことは絶対にないと思う。

( B 委員 )

行政としては数字を増やすことで、農園の皆さんの産業振興になるかどうかである。

( 部会長 )

産業振興には全くなならない。

( B 委員 )

産業振興のところに指標として挙がっているわけである。

( 部会長 )

産業振興の指標ではなく、賑わいだと思う。

( D 委員 )

特定の一部しか農地がないわけである。だから、市民が満足できるような対策ができていない。毎年、毎年農地が減り、非常に難しい。

( 部会長 )

このままでは、吹田の農業は衰退しきっているので、農地が宅地化していくだけである。市民農園にすることで、これ以上農地が減るのを防いでいるというくらいのことだと思う。

( B 委員 )

この前議論が出たが、例えば、「無農薬でつくった物を学校給食で使ってはどうか」という意見に対し、「そんな土地はない」という答えだった。

( D 委員 )

私の近所は農家であり、今までは野菜をつくっていたが、今野菜をつくっているところはほとんどない。自分の食べるものしかつくっていない。だから、そのような要求に応えられないということ伝えてたい。

( B 委員 )

それが現実だと思う。しかし、市民農園が増えることにより、それを市民がある種のクリーンな状態にできれば、それを学校給食で試してみるなど、そのようなリンクができるような指標が挙げればよい。

( D 委員 )

自分のところで食べるのが精一杯である。

( 事務局 )

それは難しいのではないかという議論があったと思う。市民農園は、開設する時に補助金を交付するという補助制度があるようなので、行政としては、そのような支援をし、市民の方が利用

して親しむことと、農地・農園として残していくという意味合いでここは書かれていると思う。

( 部会長 )

これはこのまま残すことにする。今意見のあった修正すべき「第2章」等に関しては、事務局と私の方で整理をした後、皆さんに報告する。それから、今日審議した部門別計画の修正箇所と、進行管理に関わる指標に関しては、次回の全体会で報告をすることになっている。全体会の方で、審議をすることになっているので、それも合わせて了承頂きたい。毎回、部会で一度議論の結果が出たことが、また全体会で蒸し返されるということが度々あったので、できれば言い残したことがある人は、全体会の前に発言してほしい。

( C 委員 )

現在吹田では、万博公園と太陽の塔が根本的に有名であるが、その他に有名なものとして、垂水の滝がある。垂水の滝の水を、古くは「うまい飲料水」として大阪にも出していた有名な店がある。その当時は水量も豊富であり、昭和30年代までは、垂水神社の参道まで来るとゴーゴーと鳴り響くほどだったと聞いている。ところが、現在は、ほんのチョロチョロ、またはポタポタくらいしか流れていない。もう、みる影もない状態である。せっかく万葉集に出てくる場所だということで訪れても、ガッカリの文化遺産となっている状態である。それは、名神高速道路によって、山が切り裂かれ、住宅開発のために大阪からの旗振り通信の第1中継地だった五里山が失われてしまったことが、その原因になっているようである。これを回復することは非常に困難なことではあるが、以前からよく言っている円山町の公務員宿舎跡地や神社の裏山、付近の緑を何かの形で復活させるとともに、貯留雨水を活用する等、そのようなものを市民と行政が協働している知恵を出し合い、なんとかこの滝を生き返らせることができないか。この遺産が生き返ったら、21世紀の自然回復のシンボル、もしくは、モニュメントとして、吹田市とか吹田市民の力強さを全国に知らせることになるという意味を持っており、このような方向に我々が持っていきたいと思っている。それはすぐに実績として現れない。そのような夢を持ち、なんとかできないか。それを書き込めないか。

( 部会長 )

それを書き込むとすると、「第4章」の「第4節 多彩な文化が交流するまちづくり」の中で、「計画」の「1 文化の振興」「2 文化を育む環境づくり」「3 文化財の保存と活用」というのがある。これは、第1部会が担当する章になる。今の意見は、文化、文化財、歴史遺産、文化遺産としても大変共感できる点であるが、それはまさに全体会において、第1部会の皆さんにも話をして頂けると、何か配慮してもらえ部分があるかもしれない。基本計画に載せる、載せないはともかくとして、C委員の今の意見は、何回もこのような席で発信していくということが大変必要である。個人での意見であることから何か変わることもないかもしれないが、辛抱強くいろんな機会で見聞してもらい、共感する方を一人でも増やしてもらえればよいと思う。私も及ばずながら共感を持っている一人である。

それでは、他になければ、今日の協議の結論を全体会にかけることで了解頂きたい。では、本日の第2部会の第4回を終了したいと思う。

以 上